【表紙】

【発行登録追補書類番号】 26 関東73 11

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成28年6月15日

【会社名】 九州電力株式会社

【英訳名】 Kyushu Electric Power Company, Incorporated

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 瓜 生 道 明 【本店の所在の場所】 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

【電話番号】 092 - 761 - 3031(代表)

【事務連絡者氏名】 本田隆浩

【最寄りの連絡場所】 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

【電話番号】 092 - 761 - 3031(代表)

【事務連絡者氏名】 エスター 業務本部資金グループ長 本田 隆 浩

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 第441回社債(一般担保付)(10年債) 10,000百万円

第442回社債(一般担保付)(20年債) 10,000百万円

計 20,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	平成26年 6 月18日
効力発生日	平成26年 6 月26日
有効期限	平成28年 6 月25日
発行登録番号	26 関東73
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 500,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
26 - 関東73 - 1	平成26年7月10日	20,000百万円	-	-
26 - 関東73 - 2	平成26年 9 月 5 日	30,000百万円	-	-
26 - 関東73 - 3	平成26年10月 9 日	30,000百万円	-	-
26 - 関東73 - 4	平成26年12月 4 日	20,000百万円	-	-
26 - 関東73 - 5	平成27年10月16日	10,000百万円	-	-
26 - 関東73 - 6	平成27年11月20日	20,000百万円	-	-
26 - 関東73 - 7	平成27年12月11日	10,000百万円	-	-
26 - 関東73 - 8	平成28年 1 月13日	20,000百万円	-	-
26 - 関東73 - 9	平成28年 4 月13日	40,000百万円	-	-
実績合計額(円)		200,000百万円 (200,000百万円)	減額総額(円)	なし

⁽注) 1 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき 算出した。

² 今回の募集とは別に、九州電力株式会社第440回社債(一般担保付)[券面総額又は振替社債の総額10,000百万円(発行価額の総額10,000百万円)]を発行すべく、平成28年6月8日に発行登録追補書類(発行登録追補書類番号26-関東73-10)を福岡財務支局長へ提出したが、平成28年6月24日が払込期日であり、本発行登録追補書類提出日(平成28年6月15日)現在払込みが完了していない為、上記実績合計額欄の算出には加算されていない。

【残額】(発行予定額-実績合計額-減額総額)

300,000百万円 (300,000百万円)

- (注) 1 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合 計額(下段()書きは、発行価額の総額の 合計額)に基づき算出した。
 - 2 今回の募集とは別に、九州電力株式会社第 440回社債(一般担保付)[券面総額又は振替 社債の総額10,000百万円(発行価額の総額 10,000百万円)]を発行すべく、平成28年6 月8日に発行登録追補書類(発行登録追補 書類番号26-関東73-10)を福岡財務支局 長へ提出したが、平成28年6月24日が払込 期日であり、本発行登録追補書類提出日 (平成28年6月15日)現在払込みが完了して いない為、上記残額欄の算出には加算され ていない。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】 (発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額)

- 円

【安定操作に関する事項】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

九州電力株式会社 佐賀支社

(佐賀市神野東二丁目3番6号)

九州電力株式会社 長崎支社

(長崎市城山町3番19号)

九州電力株式会社 大分支社

(大分市金池町二丁目3番4号)

九州電力株式会社 熊本支社

(熊本市中央区上水前寺一丁目 6番36号)

九州電力株式会社 宮崎支社

(宮崎市橘通西四丁目2番23号)

九州電力株式会社 鹿児島支社

(鹿児島市与次郎二丁目6番16号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

証券会員制法人福岡証券取引所

(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

(注) 上記のうち、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島 の各支社は金融商品取引法の規定による備置場 所ではないが、投資者の便宜を図るため備え置 いている。

第一部 【証券情報】

第1【募集要項】

1 【新規発行社債(短期社債を除く。)(10年債)】

銘柄	九州電力株式会社 第441回社債(一般担保付)		
記名・無記名の別	-		
券面総額又は振替社債の総額(円)	10,000百万円		
各社債の金額(円)	100万円		
発行価額の総額(円)	10,000百万円		
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円		
利率(%)	年0.320%		
利払日	毎年6月25日及び12月25日		
利息支払の方法	1 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成28年12月25日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月及び12月の各25日にその日までの前半か年分を支払う。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。 (4) 償還期日後は利息をつけない。 2 利息の支払場所別記((注)「10 元利金の支払」)記載のとおり。		
償還期限	平成38年 6 月25日		
償還の方法	1 償還金額		
募集の方法	一般募集		

	が打立跡と開首が
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成28年 6 月15日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成28年 6 月21日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	電気事業法第27条の30に基づく一般担保
財務上の特約(担保提供制限)	該当事項なし(本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。)
財務上の特約(その他の条項)	該当事項なし

(注) 1 信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付及び取得日、申込期間中に各信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。(電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の各信用格付業者の連絡先)

(1) 株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)

信用格付:A(取得日 平成28年6月15日)

入手方法:R&Iのホームページ(http://www.r-i.co.jp/jpn/)の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「格付ニュース一覧」に掲載されている。

問合せ電話番号: 03-3276-3511

(2) 株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)

信用格付: AA-(取得日 平成28年6月15日)

入手方法: JCRのホームページ (http://www.jcr.co.jp/)の「格付情報」の「当月格付」

(http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php)に掲載されている。

問合せ電話番号:03-3544-7013

(3) ムーディーズ・ジャパン株式会社(以下「ムーディーズ」という。)

信用格付: A3(取得日 平成28年6月15日)

入手方法:ムーディーズのホームページ(http://www.moodys.co.jp/)の「当社格付に関する情報」の「レポート」コーナーの「プレスリリース - ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「格付情報:ムーディーズ・ジャパン株式会社」に掲載されている。

問合せ電話番号:03-5408-4100

信用格付は債務履行の確実性(信用リスク)についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、または情報もしくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、または情報の不足等により取り下げられる(もしくは保留される)ことがある。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報(発行体から提供された情報を含む。)を利用しているが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない

2 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第66条第2号の定めに従い、その全部について社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3 期限の利益喪失に関する特約

当会社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当会社が別記「償還の方法」欄第2項第(1)号及び第(2)号または別記「利息支払の方法」欄第1項第(1) 号ないし第(3)号の規定に違背したとき。
- (2) 当会社が本(注)4、本(注)5、本(注)6及び本(注)8に定める規定に違背し、社債管理者の指定する1か 月を下回らない期間内にその履行または補正をしないとき。

- 発行登録追補書類(株券、社債券等)
- (3) 当会社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当会社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当会社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当会社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当会社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。
- (6) 当会社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
- (7) 当会社がその事業経営に不可欠な資産に対し差押もしくは競売(公売を含む。)の申立てを受け、または滞納処分を受けたとき、またはその他の事由により当会社の信用を害損する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認めたとき。

4 社債管理者への通知

当会社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。

- (1) 事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。
- (2) 重要な資産の上に担保権を設定するとき。
- (3) 事業の全部または重要な事業の一部を休止または廃止しようとするとき。
- (4) 資本金もしくは準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換または株式移転(いずれも会社 法において定義され、または定められるものをいう。)をしようとするとき。

5 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するために必要であると認めたときは、当会社並びに当会社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する資料または報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができる。
- (2) 前号の場合で、社債管理者が当会社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当会社は、これに協力する。

6 社債管理者への事業概況等の報告

- (1) 当会社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算及び剰余金の配当(会社 法第454条第5項に定める中間配当を含む。)については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当 会社が、会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。
- (2) 当会社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付書類の写しを当該事業年度終了後3か月以内に、四半期報告書の写しを当該各期間経過後45日以内に社債管理者に提出する。金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書及び金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書についても上記各書類の取扱いに準ずる。また、当会社が臨時報告書または訂正報告書を財務局長等に提出した場合には、遅滞なくこれを社債管理者に提出する。
- (3) 当会社は、前号に定める報告書及び確認書について、金融商品取引法第27条の30の3に基づく電子開示手続を行う場合には、電子開示手続を行った旨を社債管理者に通知することにより、前2号に規定する書面の提出を省略することができる。

7 債権者の異議手続における社債管理者の権限

会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、会社法第740条第1項に掲げられる債権者の異議手続において、社債管理者は社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。

8 公告の方法

本社債に関し社債権者に対し通知する場合は、法令または契約に別段の定めがあるときを除き、当会社の定款所定の電子公告(ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当会社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各 1 種以上の新聞紙。重複するものがあるときは、これを省略することができる。)または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、当会社及び社債管理者が協議のうえ、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

9 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法の定めるところによる。)の社債(以下「本種類の社債」と総称する。)の社債権者集会は当会社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)8に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当会社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる社債を有する社債権者は社債等振替法第86条第1項に従い同条第3項本文に定める書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当会社または社債管理者に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

EDINET提出書類 九州電力株式会社(E04506) 発行登録追補書類 (株券、社債券等)

10 元利金の支払 本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に 従って支払われる。

11 発行代理人及び支払代理人 株式会社みずほ銀行

2 【社債の引受け及び社債管理の委託 (10年債)】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	5,000	1 引受人は本社債の 全額につき連帯して 引受けならびに募集 の取扱を行い、応募
三菱UFJモルガン・ スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号	3,000	額が全額に達しない 場合にはその残額を 引受ける。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	2,000	2 本社債の引受手数 料は各社債の金額100 円につき金30銭とす る。
計		10,000	

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	本社債の社債管理手数料について は、社債管理者に期中において年間 14万円を支払うこととしている。

3 【新規発行社債(短期社債を除く。)(20年債)】

銘柄	九州電力株式会社 第442回社債(一般担保付)	
記名・無記名の別	-	
券面総額又は振替社債の総額(円)	10,000百万円	
各社債の金額(円)	100万円	
発行価額の総額(円)	10,000百万円	
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円	
利率(%)	年0.668%	
利払日	毎年 6 月25日及び12月25日	
利息支払の方法	1 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれを つけ、平成28年12月25日を第1回の利息支払期日としてそ の日までの分を支払い、その後毎年6月及び12月の各25日 にその日までの前半か年分を支払う。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前 銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その 半か年の日割をもってこれを計算する。 (4) 償還期日後は利息をつけない。 2 利息の支払場所 別記((注)「10 元利金の支払」)記載のとおり。	
償還期限	平成48年 6 月25日	
償還の方法	1 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、平成48年6月25日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3 償還元金の支払場所別記((注)「10 元利金の支払」)記載のとおり。	
募集の方法	一般募集	

	九门立跃之而自然
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振 替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成28年 6 月15日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成28年 6 月21日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	電気事業法第27条の30に基づく一般担保
財務上の特約(担保提供制限)	該当事項なし(本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。)
財務上の特約(その他の条項)	該当事項なし

(注) 1 信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付及び取得日、申込期間中に各信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。(電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の各信用格付業者の連絡先)

(1) 株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)

信用格付:A(取得日 平成28年6月15日)

入手方法:R&Iのホームページ(http://www.r-i.co.jp/jpn/)の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「格付ニュース一覧」に掲載されている。

問合せ電話番号: 03-3276-3511

(2) 株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)

信用格付: AA-(取得日 平成28年6月15日)

入手方法: JCRのホームページ (http://www.jcr.co.jp/)の「格付情報」の「当月格付」

(http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php)に掲載されている。

問合せ電話番号:03-3544-7013

(3) ムーディーズ・ジャパン株式会社(以下「ムーディーズ」という。)

信用格付:A3(取得日 平成28年6月15日)

入手方法:ムーディーズのホームページ(http://www.moodys.co.jp/)の「当社格付に関する情報」の「レポート」コーナーの「プレスリリース - ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「格付情報:ムーディーズ・ジャパン株式会社」に掲載されている。

問合せ電話番号:03-5408-4100

信用格付は債務履行の確実性(信用リスク)についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、または情報もしくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、または情報の不足等により取り下げられる(もしくは保留される)ことがある。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報(発行体から提供された情報を含む。)を利用しているが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

2 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第66条第2号の定めに従い、その全部について社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3 期限の利益喪失に関する特約

当会社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当会社が別記「償還の方法」欄第2項第(1)号及び第(2)号または別記「利息支払の方法」欄第1項第(1) 号ないし第(3)号の規定に違背したとき。
- (2) 当会社が本(注)4、本(注)5、本(注)6及び本(注)8に定める規定に違背し、社債管理者の指定する1か 月を下回らない期間内にその履行または補正をしないとき。

発行登録追補書類 (株券、社債券等)

- (3) 当会社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当会社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当会社以外の社債もしくは その他の借入金債務に対して当会社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その 履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、こ の限りではない。
- (5) 当会社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。
- (6) 当会社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
- (7) 当会社がその事業経営に不可欠な資産に対し差押もしくは競売(公売を含む。)の申立てを受け、または滞納処分を受けたとき、またはその他の事由により当会社の信用を害損する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認めたとき。

4 社債管理者への通知

当会社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。

- (1) 事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。
- (2) 重要な資産の上に担保権を設定するとき。
- (3) 事業の全部または重要な事業の一部を休止または廃止しようとするとき。
- (4) 資本金もしくは準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換または株式移転(いずれも会社 法において定義され、または定められるものをいう。)をしようとするとき。

5 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するために必要であると認めたときは、当会社並びに当会社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する資料または報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができる。
- (2) 前号の場合で、社債管理者が当会社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当会社は、これに協力する。

6 社債管理者への事業概況等の報告

- (1) 当会社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算及び剰余金の配当(会社 法第454条第5項に定める中間配当を含む。)については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当 会社が、会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。
- (2) 当会社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付書類の写しを当該事業年度終了後3か月以内に、四半期報告書の写しを当該各期間経過後45日以内に社債管理者に提出する。金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書及び金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書についても上記各書類の取扱いに準ずる。また、当会社が臨時報告書または訂正報告書を財務局長等に提出した場合には、遅滞なくこれを社債管理者に提出する。
- (3) 当会社は、前号に定める報告書及び確認書について、金融商品取引法第27条の30の3に基づく電子開示手続を行う場合には、電子開示手続を行った旨を社債管理者に通知することにより、前2号に規定する書面の提出を省略することができる。

7 債権者の異議手続における社債管理者の権限

会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、会社法第740条第1項に掲げられる債権者の異議手続において、社債管理者は社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。

8 公告の方法

本社債に関し社債権者に対し通知する場合は、法令または契約に別段の定めがあるときを除き、当会社の定款所定の電子公告(ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当会社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各 1 種以上の新聞紙。重複するものがあるときは、これを省略することができる。)または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、当会社及び社債管理者が協議のうえ、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

9 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法の定めるところによる。)の社債(以下「本種類の社債」と総称する。)の社債権者集会は当会社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)8に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当会社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる社債を有する社債権者は社債等振替法第86条第1項に従い同条第3項本文に定める書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当会社または社債管理者に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

EDINET提出書類 九州電力株式会社(E04506) 発行登録追補書類(株券、社債券等)

- 10 元利金の支払 本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に 従って支払われる。
- 11 発行代理人及び支払代理人 株式会社みずほ銀行

4 【社債の引受け及び社債管理の委託 (20年債)】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・ スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号 	5,000	1 引受人は本社債の 全額につき連帯して 引受けならびに募集 の取扱を行い、応募
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	3,000	額が全額に達しない 場合にはその残額を 引受ける。
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	2,000	2 本社債の引受手数 料は各社債の金額100 円につき金40銭とす る。
計		10,000	

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 5 号	本社債の社債管理手数料について は、社債管理者に期中において年間 14万円を支払うこととしている。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
20,000	82	19,918

⁽注) 上記金額は、第441回社債及び第442回社債の合計金額である。

(2) 【手取金の使途】

手取概算額19,918百万円は、平成28年度長期借入金返済予定額215,446百万円、平成28年度社債償還予定額130,000百万円及び平成28年度設備投資予定額の一部として充当する予定である。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第91期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)平成27年6月26日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第92期第1四半期(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日) 平成27年8月7日関東財務局長に 提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第92期第2四半期(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日) 平成27年11月6日関東財務局長に 提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第92期第3四半期(自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日) 平成28年2月9日関東財務局長に 提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(平成28年6月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月30日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録追補書類提出日(平成28年6月15日)までの間において生じた変更を反映し、その全体を以下のとおり一括して記載し、変更点に関しては______罫で示しております。

また、上記に掲げた参照書類としての第92期第3四半期報告書に記載された「事業上及び財務上の対処すべき課題」について、当該四半期報告書の提出日以降、本発行登録追補書類提出日までの間において生じた変更を反映し、その全体を以下のとおり一括して記載し、変更点に関しては 罫で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、下記「事業等のリスク」及び「事業上及び財務上の対処すべき課題」に記載の事項を除き、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はありません。また、当該有価証券報告書等並びに、下記「事業等のリスク」及び「事業上及び財務上の対処すべき課題」に記載されている将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

「事業等のリスク」

当社グループ(当社及び連結子会社)の経営成績、財務状況等に影響を及ぼす可能性のある主なリスクには、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日現在において判断したものです。

(1) 電気事業を取り巻く制度変更等

電力システム改革については、平成28年<u>4月から</u>小売の全面自由化が<u>スタートし</u>、平成32年<u>4月</u>から送配電のより一層の中立性確保<u>を目的とした法的分離</u>の実施<u>が予定されています。</u>当社としては、制度変更に伴う社内体制の整備や経営効率化への取組みを着実に進めています。

また、国において、原子力や再生可能エネルギーの政策の方向性など、エネルギーの需給に関する基本的な方針等を 定めた「エネルギー基本計画」<u>に基づく、長期エネルギー需給見通し(エネルギーミックス)</u>が決定され、<u>この実現に向</u> けた検討が行われています。

こうした電気事業を取り巻く制度の変更等に伴い、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

(2) 原子力発電を取り巻く状況

発行登録追補書類(株券、社債券等)

当社としては、エネルギーセキュリティ面や地球温暖化対策の観点から、原子力発電は重要であると考えており、福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて施行された国の新規制基準を遵守することに加え、更なる安全性・信頼性向上への取組みを自主的かつ継続的に進めています。併せて、地域の皆さまにご安心いただくための活動を積極的に行っています。

しかしながら、<u>新規制基準への対応や原子力に関する訴訟の結果等によっては、</u>原子力発電所の停止の長期化<u>や設備</u> 投資の増加などにより、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

(3) 販売電力量等の変動

電気事業における販売電力量は、景気動向、気温の変化のほか、住宅用太陽光発電の普及や省エネの進展、<u>小売全面自由化による</u>競争状況などによって変動することから、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

なお、出力変動の大きい太陽光発電の増加などにより、需給運用は影響を受けることがあります。

(4) 燃料価格の変動

電気事業における燃料費は、火力発電燃料であるLNG、石炭などを国外から調達しているため、CIF価格及び為替レートの変動により影響を受けます。

ただし、燃料価格の変動を電気料金に反映させる燃料費調整制度により、燃料価格の変動による当社グループの業績への影響は緩和されています。

(5) 原子力バックエンド等に関するコスト

原子力施設の廃止措置や使用済燃料の貯蔵・再処理・処分などの原子力バックエンド事業は、超長期の事業であり不確実性を伴いますが、国の制度措置等により事業者のリスクは一定程度低減されています。しかしながら、原子力バックエンド等の費用は、今後の制度見直しや将来費用の見積額の変更、使用済燃料の貯蔵の状況などによって変動することから、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

(6) 地球温暖化対策に関するコスト

当社グループは、地球温暖化への対応として、安全の確保を前提とした原子力発電の活用、再生可能エネルギーの積極的な開発・導入、火力総合熱効率の維持・向上など、発電の一層の低炭素化・高効率化に向けた取組みを進めていますが、今後、地球温暖化に関する政策の動向などによっては、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

(7) 電気事業以外の事業

当社グループは、グループ各社の保有する経営資源を活用し、電気事業以外の事業についても着実に展開していくことにより、収益基盤の充実を図っています。事業運営にあたっては、収益性を重視し、効率性の向上と成長性の追求に努めていますが、事業環境の悪化等により計画どおりの収益が確保できない場合には、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

(8) 繰延税金資産

連結貸借対照表に計上している繰延税金資産は、将来の課税所得の見積りに基づいて、その回収可能性を判断しているため、経営環境の変化等により将来の課税所得の見積りが悪化する場合は、繰延税金資産を取り崩すことにより、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

(9) 金利の変動

当社グループの有利子負債残高は、平成28年3月末時点で3兆2,248億円(総資産の68%に相当)であり、今後の市場金利の変動により、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

ただし、有利子負債残高の96%が社債や長期借入金であり、その大部分を固定金利で調達していることなどから、金利の変動による当社グループの業績への影響は限定的と考えられます。

(10) 情報の流出

当社グループは、グループ各社が保有する社内情報や個人情報について、厳格な管理体制を構築し、情報セキュリティを確保するとともに、情報の取扱い等に関する規程類の整備・充実や従業員等への周知・徹底を図るなど、情報管理を徹底しています。しかしながら、コンピュータウイルスによる感染やサイバー攻撃などにより社内情報や個人情報が流出した場合には、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

(11) 自然災害等

当社グループは、お客さまに電力を安定的に供給するため、設備の点検・修繕を計画的に実施し、トラブルの未然防止に努めています。しかしながら、台風、集中豪雨、地震・津波等の自然災害、又は事故や不法行為等により、設備の損傷や発電所の長期停止などが発生した場合には、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

また、当社グループは、危機管理体制を整備し、事業運営に重大な影響を及ぼす様々な危機に備えていますが、危機に対し適切に対応ができなかった場合には、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

(12) コンプライアンス

当社グループは、ステークホルダーの皆さまに信頼していただけるよう、グループ一体となってコンプライアンス意識の徹底を図り、法令遵守はもとより、お客さまや地域の皆さまの視点に立った事業活動に取り組んでいますが、コン

発行登録追補書類(株券、社債券等)

プライアンスに反する行為により社会的信用の低下などが発生した場合には、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

当社グループは、引き続きステークホルダーの皆さまとの信頼関係構築に取り組んでまいります。

「事業上及び財務上の対処すべき課題」

当社は、「ずっと先まで、明るくしたい。」をブランド・メッセージとする「九州電力の思い」のもと、責任あるエネルギー事業者として、安定した電力・エネルギーをお客さまにしっかりとお届けすることを使命に、事業活動を進めております。

平成23年3月の福島第一原子力発電所における深刻な事故を契機に、当社におきましても、全ての原子力発電所が停止し、厳しい収支・財務状況、需給状況が続いておりました。

<u>こうした中、最重要課題であります</u>原子力発電所の再稼働につきましては、全国に先がけて、平成27年9月に川内原子力発電所1号機、11月に同発電所2号機が通常運転に復帰しました。

平成27年度の業績につきましては、グループー体となって費用削減に取り組んだことや、川内原子力発電所 1、2号機の発電再開に加え、燃料価格の大幅な下落により燃料費が減少したこと、さらに、収入面では燃料費調整制度による電気料金引下げへの反映が一部翌期にずれ込んだことなどから、5期ぶりの黒字となりました。

しかしながら、玄海原子力発電所3、4号機は新規制基準への適合性審査が続いており、依然として収益力の本格的な回復には至っていない状況です。

また、本年4月<u>から</u>電力小売<u>の</u>全面自由化が<u>開始され、当社は厳しい</u>競争<u>の</u>時代を迎えております。

このような状況のもと、<u>当社は、昨年4月に策定した「九州電力グループ中期経営方針」</u>(平成27~31年度)<u>に基づき、玄海原子力発電所の早期再稼働や、あらゆる収支改善対策、小売全面自由化への取組み等に最大限の努力を傾注し</u>ており、今後も、この中期経営方針のもと、引き続き、お客さまから信頼され、選ばれ続けるよう努めてまいります。

今後、以下の取組みを推進してまいります。

(1)九州のお客さまのエネルギーに関する様々な思いにお応えしてまいります

電力の安定供給の確保

質の高い電気を安定的かつ効率的にお客さまにお届けし続けるという使命を果たすため、電力設備の安全・安定運転 を徹底してまいります。

原子力発電につきましては、<u>昨年通常運転に復帰した川内原子力発電所1、2号機について</u>、更なる安全性向上のための自主的かつ継続的な取組みを進めてまいります。また、<u>玄海原子力発電所3、4号機について、一日も早い再稼働を目指すとともに、川内原子力発電所における、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対処するための、特定重大事故等対処施設の設置等についても、国の審査や検査に、グループを挙げて対応してまいります。</u>

また、今後の競争の進展を見据え、競争力と安定性を備えた電源を確保するため、新大分3号系列第4軸及び松浦2号の開発を着実に進めるとともに、燃料トレーディングの実施や上流権益取得などにより、燃料調達における柔軟性の向上と競争力の強化を図ってまいります。

さらに、将来の環境変化にも柔軟に対応できるよう、原子力、石炭、LNG及び水力・地熱等の再生可能エネルギーによるバランスの取れた供給体制を構築してまいります。

なお、太陽光など気象条件等による出力変動の大きい再生可能エネルギーにつきましては、電力の安定供給を前提とした上で、導入に努めてまいります。

多様なエネルギーサービスの提供

当社グループの基盤である九州において、「電気をお届けする」会社から「エネルギーサービスを提供する」企業グループとなり、エネルギーに関するお客さまニーズにお応えした様々なサービスの最適な組合せを、ワンストップでお届けしてまいります。

本年4月<u>からの電力</u>小売<u>の</u>全面自由化に<u>あたって</u>は、多様化するお客さまのライフスタイルに対応した「新料金プラン」を創設しました。

<u>併せて</u>、引き続き当社を<u>お選び</u>いただけるよう、<u>「九電あんしんサポート」など、お客さまが安心して暮らせる毎日</u>をサポートする「新サービス」を展開してまいります。

また、<u>平成29年4月から</u>全面自由化されるガス事業につきましても、これまでの卸供給に加え、小売事業に本格的に 参入してまいります。

(2)九電グループの強みを活かして、成長市場で発展してまいります

海外電気事業の強化

海外電気事業につきましては、2030年時点での発電事業持分出力 500万kWを目標<u>としており</u>、これまで蓄積した技術・ノウハウを活かして、<u>現在、インドネシアの北スマトラにおいて、世界最大級の地熱発電所であるサルーラ地熱発電所の建設に取り組んでおります。今後とも、</u>市場の成長性が高いアジアを中心に発電事業を拡大してまいります。

また、<u>ベトナムやインド</u>における<u>、</u>高効率石炭火力発電所建設に係る事業性調査<u>や老朽火力発電所の設備改善調査</u>など、海外コンサルティングについても、引き続き積極的に展開してまいります。

九州域外における電気事業の展開

発行登録追補書類(株券、社債券等)

九州域外における電気事業につきましては、他社とのアライアンス等により、域外における電源開発にも取り組んでまいります。具体的には、<u>出光興産株式会社及び東京ガス株式会社と三社共同で設立した株式会社千葉袖ケ浦エナジー</u>が、石炭火力発電所開発に向けた検討と環境影響評価の手続きを進めております。

また、本年4月より、子会社の九電みらいエナジー株式会社が関東エリアでの電力販売を実施しております。

再生可能エネルギー事業の拡大

世界各地で開発・導入が進んでいる再生可能エネルギー事業につきましては、昨年6月に営業運転を開始した九電みらいエナジー株式会社の菅原バイナリー発電所など、安定供給や環境への影響を考慮しながら、地熱や水力を中心に国内外で積極的に展開してまいります。

(3)強固な事業基盤を築いてまいります

競争力の源泉となる人材と組織の強化

今後の競争<u>の進展</u>を見据え、情熱を持って変革をリードする人材や、創意工夫を凝らして業務の改善・改革を実践できる人材の育成に取り組んでまいります。

また、環境が大きく変化する中においても、スピード感をもって、柔軟に対応できる組織・業務運営体制を構築してまいります。

なお、平成29年4月からは、送配電事業へ「社内カンパニー」を導入して、外形的にも中立性の高い組織を設置し、より一層、公平性・透明性・中立性の確保及び自律的な業務運営に努めてまいります。

九電グループ一体となった財務基盤・競争力強化

事業活動全般にわたる徹底した効率化に努め、競争力を強化することで、収支の改善、財務基盤の回復に努めてまいります。具体的には、燃料調達価格の低減や、業務委託範囲・内容の見直し、高効率火力発電所の優先運転の徹底による経済的な需給運用等に加え、外部知見を活用した資機材調達改革や、継続的なコスト低減に向けた原価意識の向上及び原価管理の強化に取り組んでまいります。

また、競争優位性の構築に向け、グループ一体となった技術開発の推進やこれまで培ってきた技術力・スキルの維持・継承に取り組んでまいります。

安全・安心の追求

全ての事業活動の基本として、安全・安心を最優先に取り組んでまいります。

特に、原子力につきましては、安全への取組みに終わりがないことを強く自覚し、経営トップの強いリーダーシップのもと、「原子力の安全確保」に継続的に取り組む意識を、当社社員の根底にある「電力の安定供給確保」の意識と同様に、当社のDNAとして、グループの隅々にまで定着させてまいります。

また、地域の皆さまとのフェイス・トゥ・フェイスの対話活動を進め、皆さまの声を当社の取組みに反映させてまいります。

CSR(企業の社会的責任)経営の徹底

法令遵守はもとより、社会から信頼される行動による誠実かつ公正な事業運営を徹底してまいります。

また、社会とのコミュニケーションを強化し、いただいた声を事業運営に的確に反映してまいります。併せて、迅速で分かりやすい情報公開を徹底し、事業活動の透明性を高めてまいります。

さらに、<u>NPO</u>など地域の皆さまと協働で取り組むボランティア活動「こらぼらQでん」を拡大させるとともに、「九電みらい財団」を設立し、大分県坊ガツル湿原一帯における環境保全活動や当社の水源かん養林を活用した環境教育、地域の団体が行う次世代育成活動の助成を行うなど、地域社会の課題解決に貢献し、ともに発展してまいります。

当社といたしましては、これらの取組みをグループ一体となって進めることにより、持続的な成長を目指すとともに、ステークホルダーの皆さまへの価値提供を果たしてまいります。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

九州電力株式会社 本店

(福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号)

九州電力株式会社 佐賀支社

(佐賀市神野東二丁目3番6号)

九州電力株式会社 長崎支社

(長崎市城山町3番19号)

九州電力株式会社 大分支社

(大分市金池町二丁目3番4号)

九州電力株式会社 熊本支社

(熊本市中央区上水前寺一丁目 6番36号)

九州電力株式会社 宮崎支社

(宮崎市橘通西四丁目2番23号)

九州電力株式会社 鹿児島支社

(鹿児島市与次郎二丁目6番16号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

証券会員制法人福岡証券取引所

(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

(注)上記のうち、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島の各支社は金融商品取引法の規定による備置場所ではないが、投 資者の便宜を図るため備え置いている。

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし